事業発展を目指す経営者のための

経営通信

2024年6月第381号

発 行

ベイヒルズ税理士法人

〒221-0052

横浜市神奈川区栄町1-1 KDX横浜ビル6階 TEL:045-450-6701 FAX:045-450-6706

HP: https://www.bayhills.co.jp

所得税・住民税の「定額減税」のポイント

給与計算担当者は 従業員の扶養親族等をしっかり確認!

所得税・住民税の定額減税は、令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下(給与収入のみの場合、給与収入2,000万円以下)の人と、その一定の配偶者を含む扶養親族 | 人につき、4万円(所得税3万円・住民税 | 万円)を控除するものです。

(1) 「扶養控除等申告書」を確認する

源泉徴収税額からの控除は、令和6年6月 I 日以後 最初の給与等(賞与を含む)の支払日までに提出された 「扶養控除等申告書」に記載された情報に基づいて行い ます。

(2) 扶養親族を確認する

減税額の計算対象となる扶養親族は、「扶養控除等申告書」に記載された納税者本人と生計を一にする合計所得金額が48万円以下の者です。扶養親族のうち、16歳未満の者については、6月1日以後最初の給与等の支払日までに、従業員から新たに「源泉徴収に係る申告書」の提出を受けて減税額の計算対象に加えます。

(3) 配偶者を確認する

減税額の計算対象となる「同一生計配偶者」とは、「合計所得金額が I,805 万円以下の者(納税者本人)と生計を一にする合計所得金額が 48 万円以下の配偶者」です。ただし、「扶養控除等申告書」の記載情報だけでは、該当する配偶者を正しく把握することができないため、次の点に注意しましょう。

- ①「扶養控除等申告書」に記載された「源泉控除対象配偶者」のうち、 合計所得金額が 48 万円超の配偶者は、減税額の計算対象にな りません。この場合、配偶者本人が定額減税の対象となります。
- ②「扶養控除等申告書」に記載のない「合計所得金額が900万円を超える納税者本人の同一生計配偶者」については、原則として、年末調整で減税されます。

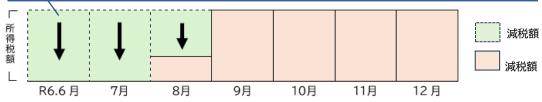
ただし、令和6年6月1日以後最初の給与等の支払日までに「源 泉徴収に係る申告書」の提出を受けた場合には、納税者本人の源 泉徴収税額から減税することができます。

(4) 扶養親族等に異動があった場合

定額減税の実施後(令和6年6月1日以後)に、扶養 親族等の異動により減税額に変更が生じた従業員につい ては、年末調整で調整します。

図表 所得税・住民税の定額減税(給与所得者の場合)の控除イメージ

- (1) 所得税の定額減税 …… 源泉徴収税額から次の金額の合計額を控除
 - ① 本人 3万円(居住者)
 - ② 同一生計配偶者または扶養親族(いずれも居住者) | 人につき3万円
 - 令和6年6月1日以後最初の給与等の源泉徴収される所得税から減税額を控除。
 - 控除しきれないときは、減税額に到達するまでそれ以後の給与等の支給時に順次控除 (令和6年11月までに控除しきれない場合、年末調整で控除)。



- (2) 住民税の定額減税 …… 年間の住民税額から次の金額の合計額を控除
 - ① 本人 | 万円
 - ② 控除対象配偶者または扶養親族(いずれも国外居住者を除く) | 人につき | 万円
 - 令和6年6月分の給与等では特別徴収をしない。
 - 定額減税後の住民税を11か月でならす。

